

# 西宮市 産業振興基本条例



西宮市

平成31年3月  
(2019年)

# 産業振興基本条例の概要

## (1) 条例制定の目的

本市は、「文教住宅都市」としての優れたブランド力をもつ都市として広く知られていますが、一方で、福祉や教育、環境などといった分野に比べて、市民の域内産業に対する関心が低いという現状が、市のまちづくり評価アンケートの結果からも推察されます。

しかしながら、産業は市民の生活に密接な関わりを持ち、地域社会の発展を支えているものです。

市内での就業状況についてみると、市外から流入した就業者より、市内在住の就業者が多くなっています。また、男女別にみると、男性の市内就業率は 29.3 % であるのに対し、女性の市内就業率は 53.6 % となっており、市内産業は主に市民の、特に女性の就労の受け皿となっていることがうかがえます。

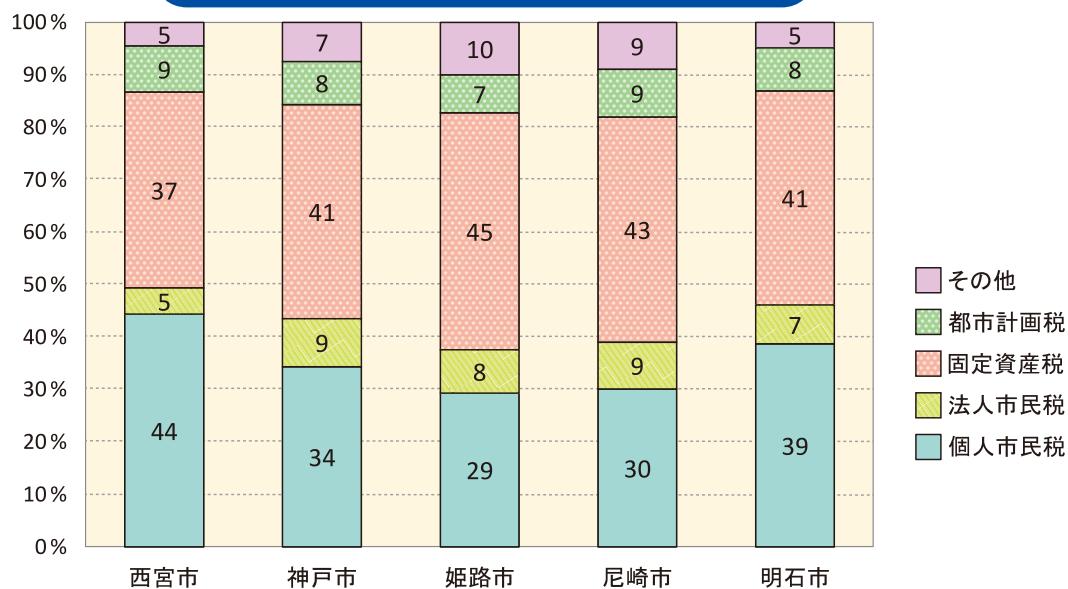
男女別にみた市内就業率

項目	男性	女性
常住就業者	113,162 人	91,044 人
市内在住／市内で就業	31,858 人	46,962 人
市内在住／市外で就業	77,019 人	40,583 人
市内就業率	29.3 %	53.6 %

[出所] 平成 27 年国勢調査 [注] 常住就業者数には従業地不明の人数を含む

また、本市の市税収入は、人口増加の影響により個人市民税が増加傾向にあり、県内の主要都市と比べても、個人市民税の占める割合が高く、固定資産税と法人市民税が低いことがわかります。今後、人口減少により個人市民税も減少していくことが予測される中、法人市民税など他の税収を獲得していくことが重要となってきます。

兵庫県主要都市の平成 29 年度の税収の内訳



[出所] 各市の平成29年度一般・特別会計決算収支より作成

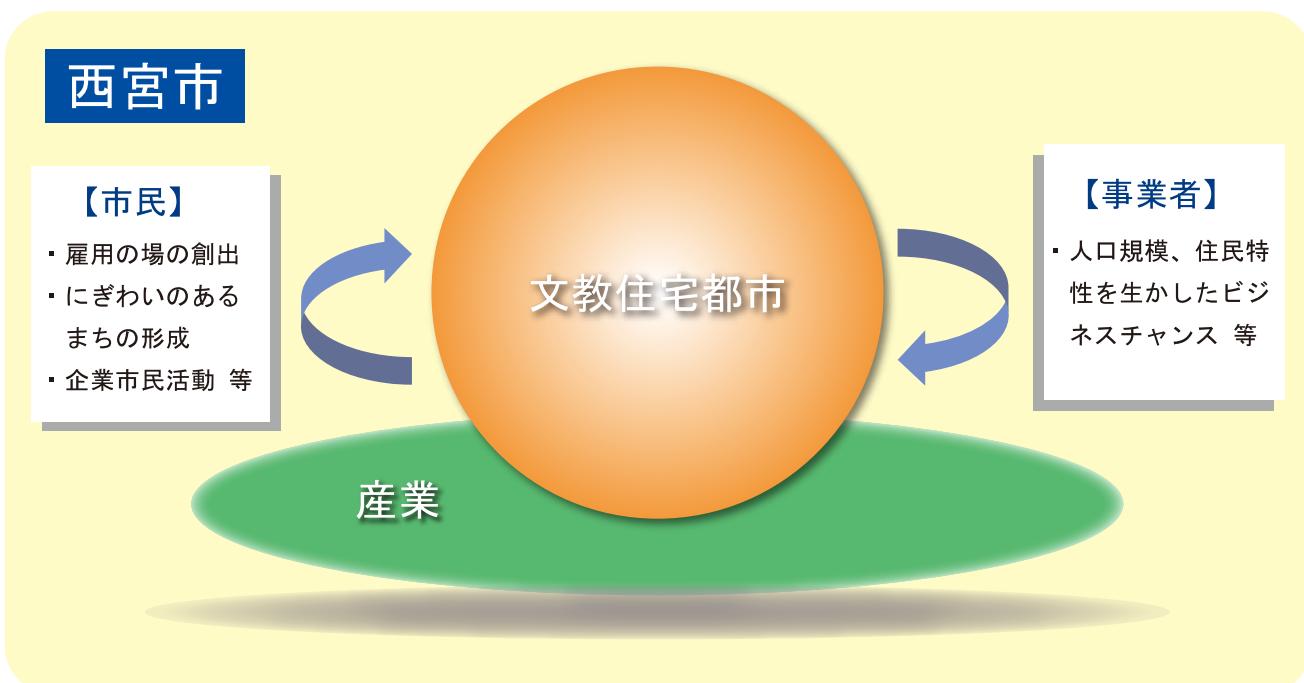
本市では、国内市場の縮小から事業拠点の集約化が進んでおり、大規模工場の閉鎖、市外移転が進んでいます。また、少子化に伴う人材不足が今後も続くほか、人口減少が顕著な地域では、連動して小売業や飲食業の減少や生活関連サービスが縮小するなど、市民生活への影響が懸念されます。

今後の人口減少社会の中で産業は、雇用の場を創出し、にぎわいのあるまちを形成するなど、都市が生き残っていくうえで重要な役割を担っています。産業にとっても、文教住宅都市として多くの市民が生活する本市は、様々なビジネスチャンスを生み出す土壤でもあります魅力的なまちでもあります。

加えて、地域社会の活力を維持していくうえで企業市民※がまちづくりの重要な担い手のひとつとして、活動領域を拡大していくことも重要な要素となっています。

将来にわたって活力ある地域社会の構築を目指す地方創生の取り組みを実効あるものとするためにも、地域の経済と雇用を支える事業者の成長や持続的発展が不可欠であることから、意欲ある事業者の自助努力を支援し、地域ぐるみで産業の振興とそれを支える人材の育成に積極的に取り組んでいくために条例を制定するものです。

また、条例を制定することにより、産業の振興策を推進する拠り所にするとともに、産業振興の重要性について、様々な主体と連携し、市全体で推進していくことを位置付けます。

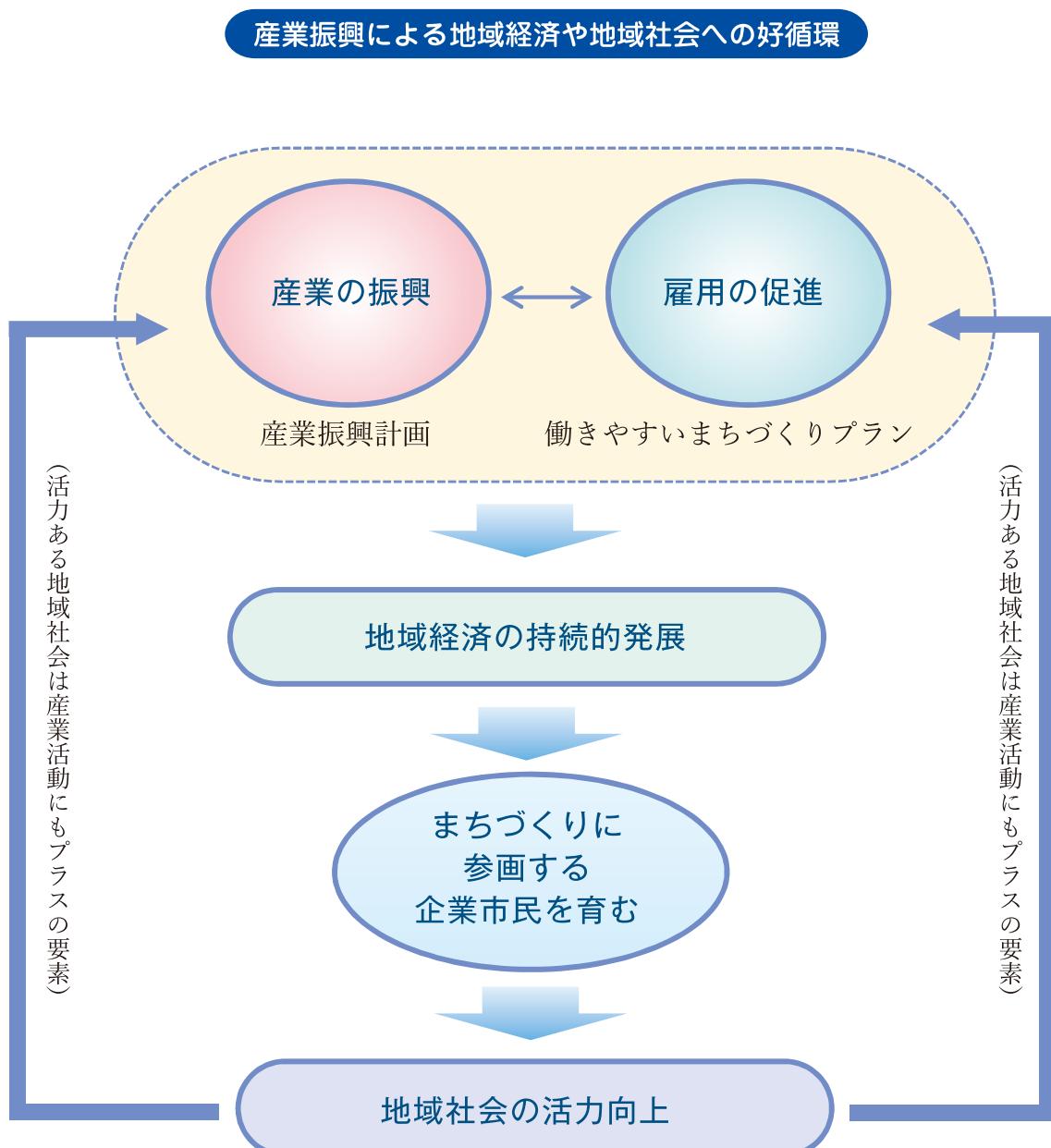


※企業市民…「社会課題を解決する企業」、「地域で雇用の場を提供する企業」など、企業本来の経済活動に加えて、地域貢献、雇用、社会貢献などの活動を行う企業のこと。

## (2) 基本理念

「西宮市産業振興基本条例」は、「産業の振興」と「雇用の促進」により、本市の地域経済が持続的に発展するとともに、まちづくりに参画する「企業市民」が育ち、それにより、地域社会の活力が向上していくまちを目指すものです。

そのような活力ある社会は、さらに産業活動にもプラスに作用する好循環をつくり出し、「文教住宅都市」としての魅力を一層高めることにつながります。

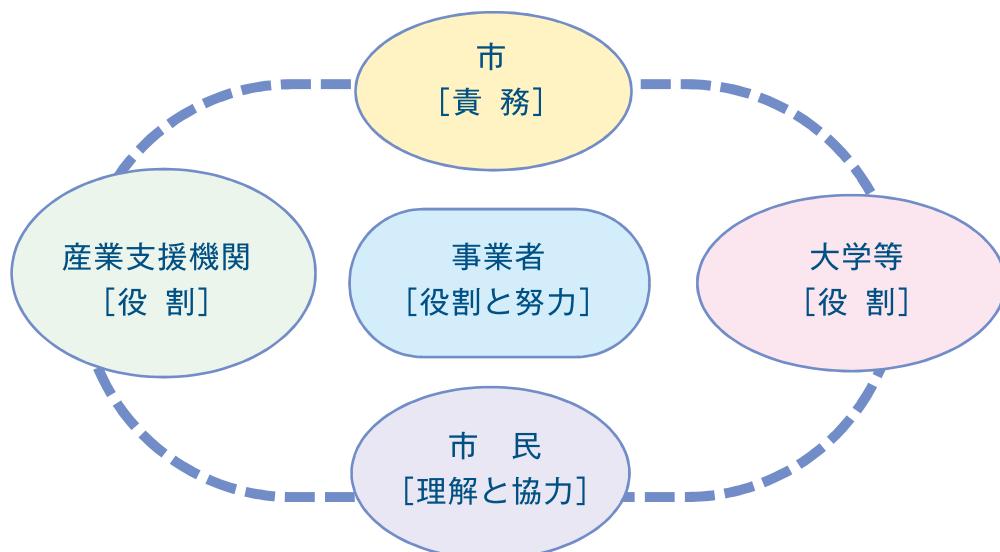


### (3) 条例の特徴

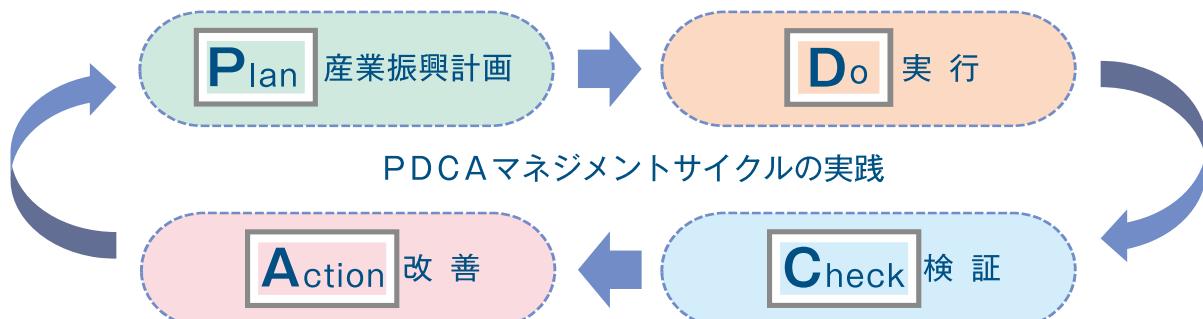
**特徴 1** 市内では、従業員が数人の小規模事業者から、中小企業、大企業まで幅広い規模の事業者が事業活動を行っています。市内の意欲ある事業者の自助努力を支援するために、以下の4つの基本方針に基づき、産業振興に関する施策を総合的に推進します。



**特徴 2** 産業振興の取組を進めるにあたっては、市の責務や事業者、産業支援機関、大学等の役割、市民のみなさんに協力いただきたいことを規定し、地域ぐるみで産業の振興とそれを支える人材の育成に取り組みます。



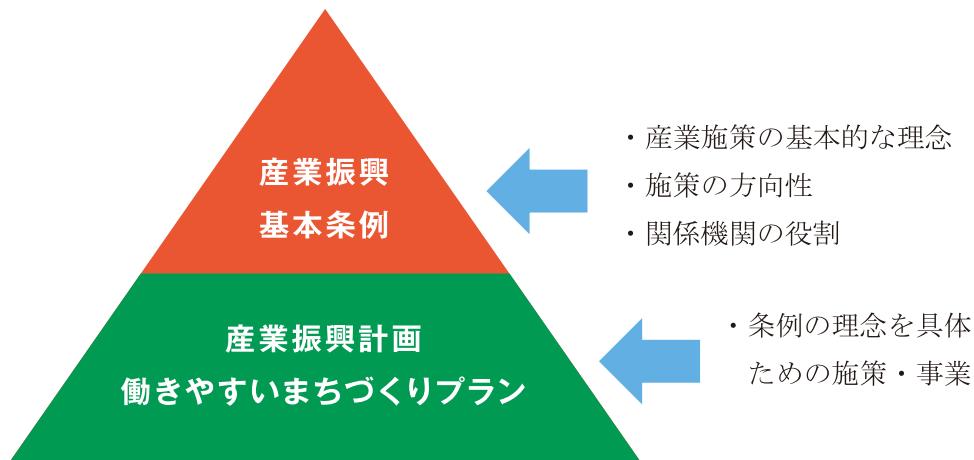
**特徴 3** 本条例をもとに策定する産業振興計画の施策・事業を、着実かつ、効率的・効果的に推進していくため、Plan (計画立案) → Do (実行) → Check (進捗評価・成果検証) → Action (改善・見直し) からなるPDCAマネジメントサイクルを実践します。



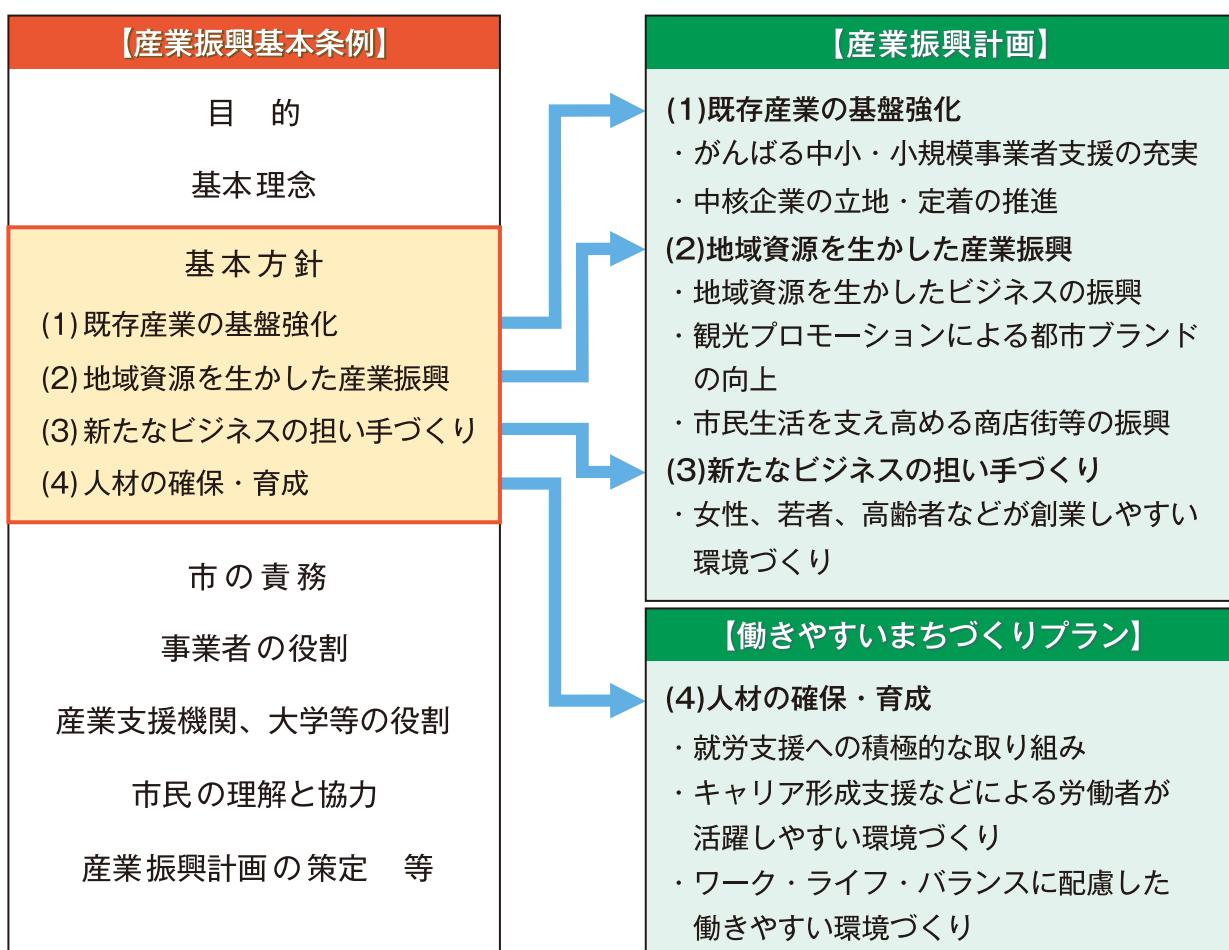
## (4) 産業振興基本条例と産業振興計画等との関係

「産業振興基本条例」は、産業施策の基本的な理念や方針、関係機関の役割等を定めるもので、条例の理念を具体化するための施策・事業を定めたものが「産業振興計画」と「働きやすいまちづくりプラン」です。

このため、本条例と各計画は、密接に関係するものとして同時に策定します。



また、産業振興基本条例の基本方針と産業振興計画、働きやすいまちづくりプランの施策との関連性は以下のとおりです。



# 西宮市産業振興基本条例

## (目的)

第1条 この条例は、産業振興に関する基本理念及び基本方針を定めるとともに、市の責務並びに事業者、産業支援機関及び大学等の役割を明らかにすることにより、地域社会の活力の向上に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 事業を営む個人又は法人その他の団体であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 産業支援機関 商工会議所その他産業振興を目的とする団体であって、市内で事業又は活動を行うものをいう。
- (3) 大学等 大学その他の研究機関であって、市内に所在するものをいう。

## (基本理念)

第3条 市は、事業者の自主的な努力及び創意工夫をもとに産業振興及び雇用の促進を実現させることにより、地域経済を持続的に発展させ、もって地域社会の活力が向上するよう、事業者、産業支援機関その他の関係機関と連携するものとする。

## (基本方針)

第4条 市の産業振興に関する基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者からの経営課題に関する相談並びに事業者の立地及び定着に対する支援その他総合的な支援の体制を整備すること。
- (2) 地域資源を生かした産業の創出及び発展を支援すること。
- (3) 産業の新たな担い手の創出に資する起業又は創業を支援すること。
- (4) 産業に携わる人材の確保及び育成を支援すること。

## (市の責務)

第5条 市は、事業者、産業支援機関、大学等及び市民に対して、第3条に定める基本理念に基づき産業振興が行われるべきことを広く周知し、理解を得るとともに、国、県、産業支援機関その他の関係機関と連携して産業振興に当たるものとする。

## (事業者の役割)

第6条 事業者は、経済的・社会的環境の変化に応じて、自主的な努力及び創意工夫により事業活動を計画的に行うとともに、経営改革、人材育成及び雇用の促進（以下「経営改革等」という。）に努めるものとする。

2 事業者は、地域社会を担う企業市民として、その事業活動を通じて、地域社会の活力の向上に貢献するよう努めるものとする。

## (産業支援機関の役割)

第7条 産業支援機関は、第11条の規定により市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 産業支援機関は、事業者に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改革等の支援に努めるものとする。

## (大学等の役割)

第8条 大学等は、産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。

2 大学等は、事業者が行う研究開発に対する支援に努めるものとする。

## (市民の理解及び協力)

第9条 市民は、産業振興及び雇用の促進が地域経済の持続的な発展及び地域社会の活力の向上に資することを理解し、第11条の規定により市が実施する産業振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## (産業振興計画の策定等)

第10条 市長は、産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「産業振興計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、産業振興計画を定めようとするときは、西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市産業振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、産業振興計画を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

## (産業振興施策の実施)

第11条 市は、産業振興計画に基づき、国、県、産業支援機関その他の関係機関と連携して産業振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

## (産業振興計画の変更)

第12条 市長は、産業振興に関する施策の進捗状況を把握し、経済的・社会的環境の変化に応じて産業振興計画を変更しなければならない。

2 第10条第2項及び第3項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

## (産業振興に関する調査及び研究等)

第13条 市は、産業振興に関する調査及び研究を行わなければならない。

2 市は、産業振興のために必要な情報を収集し、これを事業者等に提供しなければならない。

## 付 則

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に定められている産業振興計画は、第10条第1項の規定により定められた産業振興計画とみなす。



## 西宮市産業振興基本条例

平成31(2019)年3月

西宮市 産業文化局 産業部 商工課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

TEL:0798-35-3169 FAX:0798-35-0051